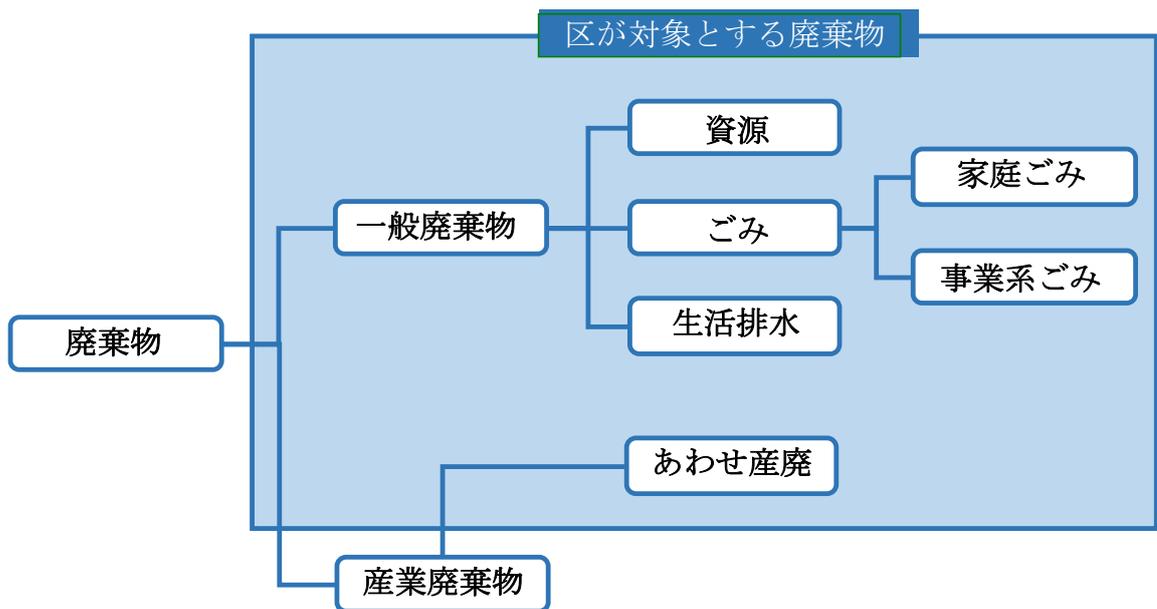


第2章 区における廃棄物の処理・資源の有効活用の概要

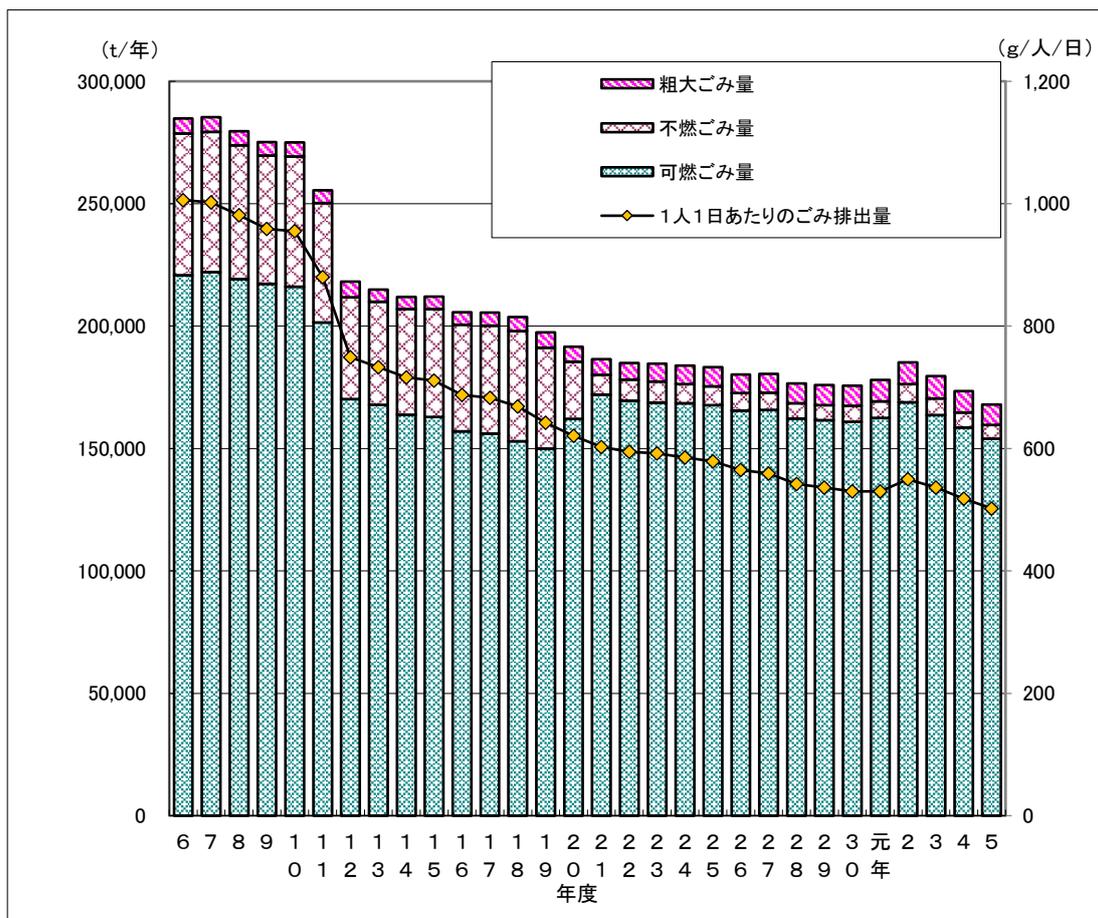
1 世田谷区が取扱う廃棄物・資源

世田谷区では、区内で発生するすべての一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）及び産業廃棄物のうちの「あわせ産廃」(※)を取扱いの対象としています。

※ あわせ産廃：一般廃棄物の処理、またはその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物をいいます。世田谷区では、紙くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチックの5品目を指定しています。



2 ごみの収集の状況



(1) ごみ収集量 (令和5年度)

① 新型コロナウイルス感染症の影響からの回復 (順調な減少傾向)

区によるごみ収集量は、平成2年の清掃・リサイクル事業の東京都からの移管後、順調に減少傾向を見せていましたが、令和元年度、令和2年度に可燃ごみの増加により全体としても増加傾向に転じました。これは、新型コロナウイルス感染症により外出や外食を控えたことなどによるものと推測されます。

その後、令和3年度以降のごみ量は再び減少傾向に転じ、令和5年度も減少傾向が続いています。世田谷区の人口が近年微増傾向にある中で、ごみ量は順調に減少している状況にあります。

品目	令和5年度収集量 (トン)	前年度比
可燃ごみ	154,017	-2.9%
不燃ごみ	5,635	-7.0%
粗大ごみ	8,345	-4.0%
(総計)	167,997	-3.1%

② 区民1人1日あたりのごみ量

世田谷区一般廃棄物処理基本計画では、令和6年度における区民1人1日あたりのごみ排出量の目標値を482グラムと設定しています。

令和 5 年度における区民 1 人 1 日あたりのごみ量は、令和 4 年度の 518 グラムから 18 グラム（3.5%）減少し、500 グラムとなっています。

[区民 1 人 1 日あたりのごみ量]

令和 5 年度（実績）	500 グラム
令和 6 年度（目標）	482 グラム

（2）ごみの収集方法等

① 収集形態

区分	対象品目	収集方法・頻度	排出方法等
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、衣類、プラスチック類、ゴム・皮革製品等	資源・ごみ集積所収集：週 2 回	ふたつき容器（軽量であり、容易に破損しない強度を持ち、耐久性を有するもの）に入れて排出する。
不燃ごみ	小型家電、金属類、ガラス製品（びん以外）	資源・ごみ集積所収集：月 2 回	※中身の見える袋等での排出も可能
粗大ごみ	家庭から排出される一辺の長さが 30 cm を超える家具、寝具、電化製品等の耐久消費財（家電リサイクル法等の対象品目を除く）	申し込みによる戸別に収集 又は 粗大ごみ中継施設への直接持ち込み	事前に決められた金額の有料粗大ごみ処理券を購入し、貼付のうえ排出

* 事業系の可燃ごみ、不燃ごみは、事前に決められた金額の有料ごみ処理券を購入、貼付のうえ排出する。

② 資源・ごみ集積所箇所数（概数）

人口の増加に加え、区民の希望等により複数世帯で共同利用する集積所から戸別の集積所に移行する事例が増えており、集積所は増加傾向にあります。

（単位：箇所）

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
80,000	84,000	86,000	88,000	91,000

（3）ごみの収集経費

[決算額]

（単位：千円）

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
2,826,379	2,822,941	2,890,235	2,979,904	2,971,903

* 令和 5 年度は、見込み額

3 可燃ごみの収集の概要

(1) 可燃ごみの収集量

令和5年度における可燃ごみの収集量は、154,017トンであり、前年度比で4,610トン（2.9%）の減少となっています（順調な減少傾向）。

（単位：t）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
162,532	168,932	163,688	158,627	154,017

(2) 可燃ごみの組成分析

① 家庭ごみにおける可燃ごみの組成

令和5年度に実施した家庭ごみの組成分析調査において、可燃ごみの組成は、生ごみ26.9%（前年度28.5%）、その他可燃物22.7%（前年度19.9%）、紙類15.1%（前年度14.2%）、容器包装プラスチックが14.2%（前年度14.0%）と、概ね令和4年度と同じ組成割合でした。

また、生ごみに占める食品ロスに該当する食べ残しや直接廃棄の割合は、29.3%（前年度30.2%）、資源が可燃ごみに占める割合は22.3%（前年度21.7%）と概ね横ばい状況でした。（詳細はP141 表5-4参照）

② 事業系ごみにおける可燃ごみの組成

令和5年度に実施した事業系ごみの組成分析調査において、可燃ごみの組成は、生ごみが29.1%（前年度25.2%）と最も多く、次いでその他可燃物が21.0%（前年度18.4%）、紙類が15.5%（前年度20.0%）、容器包装プラスチックが10.4%（前年度10.0%）と概ね令和4年度と同じ組成割合でした。

また、生ごみに占める食品ロスに該当する食べ残しや直接廃棄の割合は、10.8%（前年度15.3%）、資源が可燃ごみに占める割合は、16.1%（前年度20.7%）となっており、食品ロスの割合や可燃ごみとして廃棄される資源の割合に改善傾向が見られました。（詳細はP142 表5-8参照）

(3) フードドライブによる食品ロスの削減（可燃ごみの資源化）

食品ロス（未使用・未開封食品の廃棄や食べ残し）の削減に向けたフードドライブの実施等、発生抑制を促す普及啓発に取り組んでいます。令和6年7月現在、常時受付窓口は民間事業者含めて11箇所となっています。

① 導入経緯

- 平成26年度 区民まつり等のイベント内で実施
- 平成29年4月 普及啓発施設2箇所です常時受付開始
- 平成30年4月 事業課です常時受付開始
- 平成31年4月 世田谷総合支所地域振興課です常時受付開始
- 令和元年7月 各総合支所地域振興課（世田谷総合支所除く）です常時受付開始
- 令和3年10月 株式会社ファミリーマートと食品提供に関する合意書を締結し、区内3店舗です常時受付開始

*フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に寄附するボランティア活動。

② 回収場所等

ア 常時受付窓口（11箇所）

清掃・リサイクル部事業課、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台、5総合支所地域振興課

ファミリーマート世田谷奥沢一丁目店、下馬駒沢通り店、環八八幡山店

イ イベント（区民まつり等）

③ 回収実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供総重量 (kg)	1,924	2,903	6,793	11,129	7,141
提供数 (点)	6,006	9,542	23,197	36,019	15,194
受付件数 (件)	720	863	1,554	2,505	1923
受付窓口 (箇所)	8	8	11	11	11
イベント (回)	11	1	4	6	5

*受付件数は、複数の家庭から集められた食品がまとめて提供された場合についても1件として集計している。

④ 提供食品の内訳（令和5年度実績。イベント・講習会における回収分を除く）

種別	食品数 (点)
インスタント・レトルト食品	3,425
嗜好品	2,816
調味料	2,505
缶詰	1,698
その他	4,460



(4) ふくのわプロジェクトによる古着・古布の常設回収（可燃ごみの資源化）

資源の有効活用事業として、民間企業が家庭にある古着を回収し、その売払金をパラスポーツ団体へ寄付する「ふくのわプロジェクト」に協力しています。古着・古布の回収BOXをエコプラザ用賀、リサイクル千歳台の2施設に設置し、開館時間中に古着を回収しています。

[開始日] 平成30年7月15日

[実績]

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	回収量 (kg)	収益金 (寄付金) (円)	回収量 (kg)	収益金 (寄付金) (円)	回収量 (kg)	収益金 (寄付金) (円)
エコプラザ 用賀	38,734	271,138	42,499	297,493	47,471	332,297
リサイクル 千歳台	38,590	270,130	41,715	292,005	39,784	278,488
合計	77,324	541,268	84,214	589,498	87,255	610,785

*新型コロナウイルス感染症の拡大による施設休館のため、令和3年度は令和3年4月初旬～月末・6月上旬～令和4年3月の実績

4 不燃ごみの収集の概要

(1) 不燃ごみの収集量

令和 5 年度における不燃ごみの収集量は、5,635 トンであり、前年度比で 424 トン（7.0%）の減少となっています（順調な減少傾向）。

（単位：t）

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
6,727	7,419	6,694	6,059	5,635

(2) 家庭ごみにおける不燃ごみの組成分析

令和 5 年度の家庭ごみにおける不燃ごみの組成は、金属 25.4%（前年度 29.8%）、陶磁器が 18.8%（前年度 17.9%）、小型家電（拠点回収対象外）13.6%（前年度 13.1%）、ガラス製品 10.9%（前年度 11.8%）と概ね令和 4 年度と同じ組成状況でした。また、資源が不燃ごみに占める割合は 6.0%（前年度 5.8%）と概ね横ばいの状況でした。（詳細は P 141 表 5-4 参照）

(3) 金属系不燃ごみの資源化

ごみ減量・資源化への取組みとして、平成 24 年 8 月から不燃ごみとして排出される金属系ごみを選別し売り払う、資源化事業を実施していましたが、令和 2 年度に入り、中国の輸入規制や廃プラスチック処理費用の高騰から、金属系ごみを売り払うことができなくなりました。そのため、令和 2 年 10 月から不燃ごみから選別された金属系ごみの再資源化処理を事業者へ委託し、より循環型社会に寄与する事業手法に変更しました。本事業で資源化処理された金属は、同事業者が金属問屋等に売却し、その売却金の一部は、収納事務委託により区に還付させています。

[実績・売却額]

（単位：t・千円）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績	1,500	1,611	1,385	1,204	914
売却額	6,380	6,922	19,789	20,679	13,854

*売却額には、回収ボックスによる使用済小型電子機器の売却分を含む。

*使用済小型電子機器の回収実績は、P 26 「8 拠点回収による資源回収の概要」に記載。

(4) 蛍光管の資源化（不燃ごみの資源化）

不燃ごみの金属分等資源化選別作業の際に蛍光管等を別途選別し、蛍光管に含まれるガラスや金属等の資源化処理を実施しています。平成 24 年 11 月より試行を開始し、平成 27 年度から不燃ごみの全量選別に伴い本格実施しています。

[実績]

（単位：t）

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
42	42	40	35	31

5 粗大ごみの収集の概要

(1) 粗大ごみの収集量（順調な減少傾向）

令和5年度における粗大ごみの収集量は、8,345トンであり、前年度比で350トン（4.0%）の減少となっています。

[実績] (単位：t)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8,688	8,815	9,170	8,695	8,345

*区による収集量及び区民持込量の合計値。

*資源化量を含む。

(2) 粗大ごみの持込み（家庭廃棄物のみ）

区民の方が粗大ごみを廃棄しやすくするため、粗大ごみ中継施設への直接持ち込みを平成18年度に試行実施し、平成20年5月より本格実施へ移行しています。

[持込受付時間] 毎週土・日曜日の9:00～12:00、13:00～15:30

[実施場所] 船橋粗大ごみ中継所

(船橋7丁目 業務委託による区搬入施設)

[持込方法] 事前に粗大ごみ受付センターへの申し込み時に持ち込み日を調整し、指定日に自らが実施場所に持ち込む。

[申込み件数等] 1世帯1日1回、1回当たりの個数は10点まで

[手数料] 収集する場合の半額程度（最低200円）

[区収集個数・持込み個数] (単位：個)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区収集	937,502	982,245	1,030,940	984,021	949,267
持込み	34,773	36,889	32,639	31,232	32,786
合計	972,275	1,019,134	1,063,579	1,015,253	982,053

(3) 粗大ごみ品目ごとの収集実績の内訳

粗大ごみの品目ごとの収集実績の内訳は、資料編資料5-4参照

(4) 金属系ごみの資源化（粗大ごみの一部資源化）

収集された粗大ごみの中に含まれる金属系ごみの再資源化処理を事業者に委託し、売却金の一部を収納事務委託により区に還付させています。

[実績・売却額] (単位：t・千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	1,206	517	271	424	338
売却額	855	1,137	4,591	8,716	5,405

(5) 羽毛布団の資源化（粗大ごみの一部資源化）

収集された粗大ごみの中から羽毛布団を粗大ごみ中継所で選別し、有価物として売り払いを実施しています。平成29年12月から試行を開始し、平成30年4月より本格実施しています。

[実績・売却額]

(単位：枚・千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	2,180	1,912	1,638	1,173	984
売却額	3,232	2,240	1,688	1,354	1,716

(6) 粗大ごみの新たなリユースを促進する仕組みの実施（粗大ごみの資源化）

従来、区が収集した粗大ごみの中からまだ使えるものをピックアップし、簡単な修理を行ったうえで、エコプラザ用賀などに展示し、抽選で区民に提供していました。

これに代わる新たな手法として、区民によって持ち込まれたリユース品、または粗大ごみとして排出されたものなどから選別したリユース品を、地域情報掲示板サイト「ジモティー」に掲載し、希望者に有償または無償譲渡を行う手法を導入することとしました。

[経緯] 令和3年10月～令和6年3月 試行

令和5年5月

本格実施

[実績] (令和3年度は、令和3年10月から令和4年3月までの実績)

① 区民がスポット(民間事業者が設置)に直接持ち込んだリユース品

	搬入 点数	リユース 点数	リユース 率%	売払額 (税込)	粗大ごみ 減量効果 t (※想定)	備考
令和3年度	12,462	11,838	95.0	4,171,300	64.5	実証実験
令和4年度	32,037	31,751	98.0	16,105,050	157.7	
令和5年度	24,284	23,449	96.6	11,671,400	114.59	本格実施

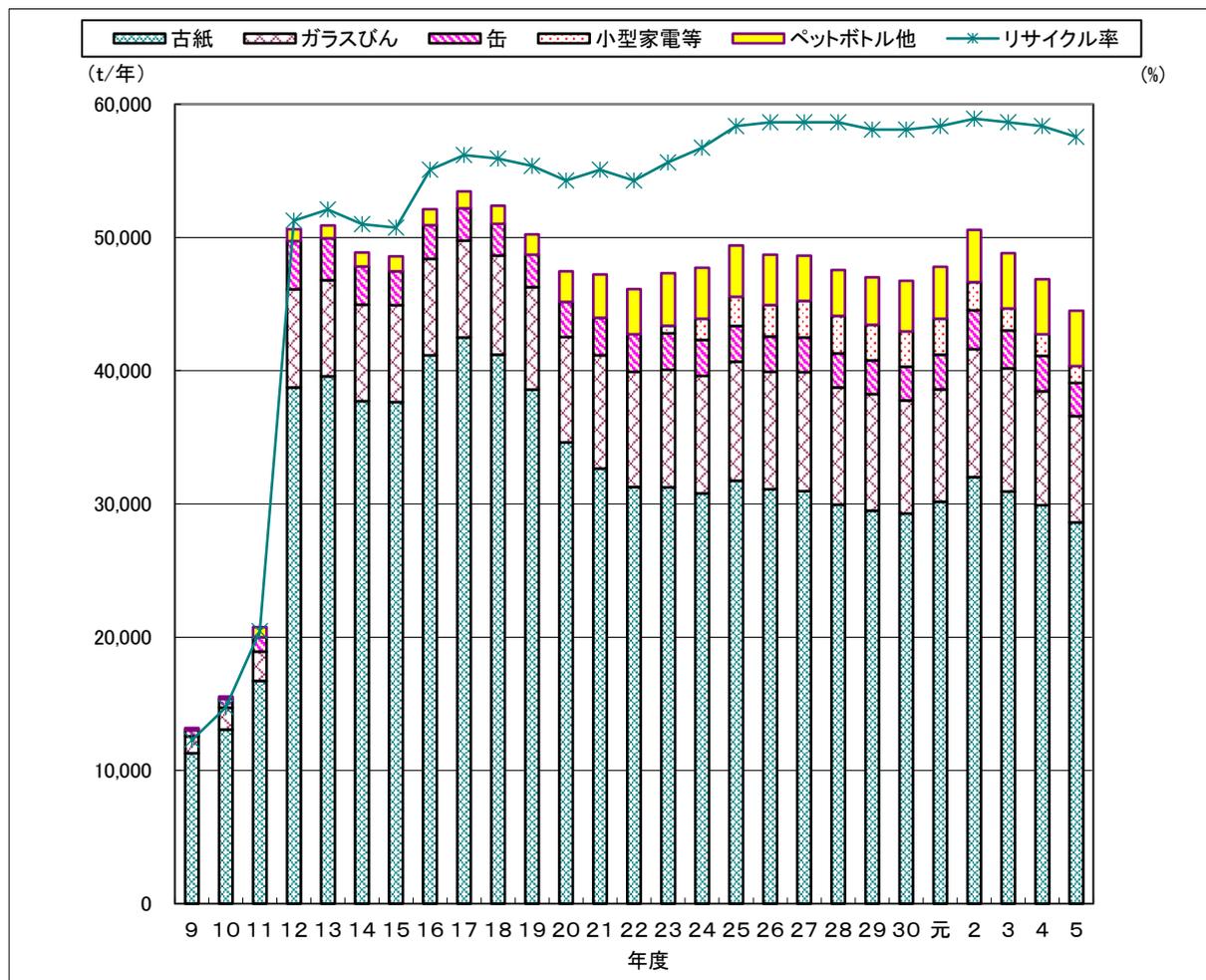
※搬入点数には粗大ごみ以外も含む。

※持ち込まれたリユース品を主要な110品に分類し、それぞれを約1か月間計量した重量の平均値を基準重量と設定し、持ち込まれたリユース品の点数を積算した重量を粗大ごみ減量効果としている。

② 収集申込があった粗大ごみから清掃事務所がピックアップしたリユース品

	搬入 点数	リユース 点数	リユース 率%	売払額 (税込)	粗大ごみ 減量効果 t (想定)
令和3年度	302	293	97.0	267,700	1.9
令和4年度	474	471	98.3	895,600	2.0
令和5年度	1,689	1,663	98.5	3,160,100	8.8

6 資源の有効活用等の概要



(1) 資源回収の状況

令和5年度(2023年度)の資源回収量は、44,576 tで前年度と比較して約4.9%減となっています。

平成11年度(1999年度)から12年度(2000年度)に資源・ごみ集積所で資源分別回収を開始したことにより資源回収量が大幅に増加した以降は、概ね横ばいで推移していましたが、令和2年度(2020年度)に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛などの影響により、資源回収量が急増しました。

その後、令和4年度(2022年度)、令和5年度(2023年度)と資源回収量は減少傾向に転じています。

(2) リサイクル率の状況

令和5年度(2023年度)における「ごみ収集量及び資源回収量の合計」に占める「資源回収量」の割合を示すリサイクル率は、21.1パーセントでした。

(3) 資源回収方法・有効活用量等の概要（令和5年度）

① 資源として回収

（単位：k g）

区分	資源・ごみ 集積所	拠点回収等	集団回収	合計
古紙（新聞・雑誌類・紙パック・段ボール）	24,058,585	660	4,555,927	28,615,172
ガラスびん	7,828,918	-	218,895	8,047,813
缶類	2,233,716	-	250,896	2,484,612
ペットボトル	3,294,773	20,286	216,511	3,531,570
ペットボトル キャップ	-	586	9,767	10,353
白色発泡トレイ	-	953	-	953
食品用透明プラスチック	-	8,289	-	8,289
色・柄付き発泡トレイ	-	622	-	622
廃食用油	-	5,948	-	5,948
使用済小型電子機器	-	7,249	-	7,249
フードドライブ	-	7,141	-	7,141
衣類	集団回収	-	550,688	550,688
	ごみ減量・リサイクル推進委員会の回収	-	67,557	67,557
	ふくのわプロジェクト	-	87,255	87,255

②ごみとして回収後に資源化

（単位：k g）

区分	有効活用量
不燃ごみ（金属系ごみ）	907,087
不燃ごみ（蛍光管）	31,484
粗大ごみ（金属系ごみ）	338,160
粗大ごみ（区収集品リユース）	8,810
粗大ごみ（羽毛布団）	984（枚）

※ 東京二十三区清掃一部事務組合による資源化は、世田谷区からの搬入量からの推計値。

③行政回収以外での資源化

(単位：k g)

区分	有効活用量
粗大ごみ・不要品（区民がリユース）	114,590
事業系緑化廃棄物（剪定枝等）	8,686,550
事業系リサイクル（古紙）	826,340
事業系リサイクル（ガラスびん）	15,106
事業系リサイクル（缶）	4,216

7 資源・ごみ集積所での資源回収の概要

① 収集形態

対象品目	収集方法・頻度	排出方法等
古紙(新聞、雑誌類、紙パック、段ボール)	資源・ごみ集積所回収：週1回	<ul style="list-style-type: none"> ・種類別にひもで束ねて排出する。 ・雑誌類の雑誌以外のその他の紙および紙パックは、紙袋に入れて排出することができる。
ガラスびん・缶		<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスびん・缶回収用コンテナに入れる(回収用コンテナは資源回収日の前日に配付)。 ・商店街等、コンテナを配付しない資源・ごみ集積所は、ガラスびん・缶を別々に中身の見える袋に入れて資源・ごみ集積所に排出する。
ペットボトル	資源・ごみ集積所回収：月2回	<ul style="list-style-type: none"> ・キャップ、ラベルを外し、中をすすいで、軽く潰して、中身の見える袋に入れて排出する。

*事業系の資源は、事前に決められた金額の有料ごみ処理券を購入、貼付のうえ排出する。

[開始年度(モデル回収含む)]

古紙・缶 : 平成3年度 ガラスびん : 平成6年度
 ペットボトル : 平成19年度 紙パック : 令和2年度

② 資源・ごみ集積所箇所数(概数)(再掲)

人口の増加に加え、区民の希望等により複数世帯で共同利用する集積所から戸別の集積所に移行する事例が増えており、集積所は増加傾向にあります。

(単位:箇所)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
80,000	84,000	86,000	88,000	91,000

③ 資源回収実績・売却額

(単位: t・千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
古紙	実績	23,945	26,620	25,760	25,056	24,059
	売却額	403,877	400,185	465,223	481,833	454,175
ガラスびん	実績	8,192	9,344	8,996	8,311	7,829
	売却額	2,249	2,681	1,943	1,701	1,638
缶	実績	2,303	2,630	2,560	2,381	2,234
	売却額	170,302	191,549	361,391	375,711	333,395
ペットボトル	実績	2,864	3,168	3,250	3,233	3,295
	売却額	153,782	165,484	144,108	307,264	217,780

*ペットボトルと古紙の売却額は、拠点回収のペットボトル・新聞の売却額をそれぞれ含む。

*令和4年度より拠点回収の紙パックの売却額は、古紙に含む。

④ 資源・ごみ集積所での資源回収経費

[決算額]

(単位:千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,374,230	2,460,771	2,490,561	2,518,861	2,674,293

*令和5年度は、見込み額。

8 拠点回収による資源回収の概要

① 回収形態

対象品目	収集方法・頻度	排出方法等
ペットボトル	回収ボックス・週2回	・区内公共施設等に設置してある回収ボックスに排出する。
白色発泡トレイ	回収ボックス・週1回	・区内公共施設等に設置してある回収ボックスに排出する。
新聞、廃食用油、色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、ペットボトルキャップ	回収員手渡し・月2回 (エコプラザ用賀・リサイクル千歳台は週1回)	・区内公共施設等で、回収員への手渡しにより回収する。
使用済小型電子機器	回収ボックス・週1回	・区内公共施設等に設置してある回収ボックスに排出する。

*使用済小型電子機器について、一部施設は隔週で回収。

*ペットボトルキャップは、エコプラザ用賀・リサイクル千歳台のみ回収。

② 経緯

- 平成 5 年 7 月 回収ボックス方式による紙パックの回収を開始。
- 平成 11 年 4 月 回収ボックス方式によるペットボトルの回収を開始。
- 平成 19 年 4 月 回収ボックス方式による白色発泡トレイの回収を開始。
- 平成 21 年 5 月 普及啓発施設 2 箇所ですべてペットボトルキャップ、色・柄付き発泡トレイの回収を開始。
- 平成 21 年 10 月 区内公共施設 27 箇所ですべて回収員手渡し方式による色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、廃食用油の回収を開始。
- 平成 25 年 4 月 回収ボックス方式による使用済小型電子機器の回収を開始。
- 平成 26 年 4 月 使用済小型電子機器の回収場所を 5 箇所新設。計 10 箇所。
- 平成 31 年 4 月 回収員手渡し方式の回収品目に新聞を追加。
- 令和 3 年 2 月 普及啓発施設 2 箇所に色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器の回収ボックスを設置。
- 令和 5 年 3 月 回収ボックス方式による紙パックの回収を終了し、白色発泡トレイまたはペットボトルの回収場所を拡張。白色発泡トレイについては 2 箇所を新設。
- 令和 5 年 10 月 使用済小型電子機器の回収場所を 1 箇所新設。計 11 箇所。

③ 回収場所数 (単位：箇所)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペットボトル	31	31	32	32	32
紙パック	45	46	45	45	0
白色発泡トレイ	47	48	48	50	50
新聞	27	27	27	27	27
廃食用油	27	27	27	27	27
ペットボトルキャップ	2	2	2	2	2
色・柄付き発泡トレイ	27	27	27	27	27
食品用透明プラスチック容器	27	27	27	27	27
使用済小型電子機器	10	10	10	10	11

④ 資源回収量 (単位：t・千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペット ボトル	実績	20	18	19	21	20
	売却額					
紙パック	実績	6	6	5	6	—
	売却額	133	141	112	—	—
白色発泡 トレイ	実績	0.6	0.6	0.7	0.9	1
新聞	実績	1	0.4	0.6	0.5	0.7
廃食用油	実績	4	5	5	4	6
	売却額	81	93	93	89	341
ペットボトル キャップ	実績	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6
	売却額	29	16	14	15	14
色・柄付き 発泡トレイ	実績	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6
食品用透明 プラスチック容器	実績	6	5	7	8	8
使用済 小型電子機器	実績	3	4	5	7	7

* 拠点回収のペットボトルと新聞の売却額は、資源・ごみ集積所回収のペットボトルと古紙売却額にそれぞれ含む。

* 令和4年度より紙パックの売却額は、資源・ごみ集積所回収の古紙売却額に含む。

* 使用済小型電子機器の売却額は、P19 金属系不燃ごみの売却額に含む。

⑤ 拠点回収による資源回収の経費

[決算額] (単位：千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
31,078	31,794	32,550	33,337	33,253

* 令和5年度は、見込み額。

* 使用済小型電子機器を除く。

9 集団回収による資源回収の概要

① 集団回収の概要

家庭から出る資源（古紙や缶、びんなど）を、町会・自治会、集合住宅など地域の団体が、自主的に回収を行ない資源回収業者に引き渡すリサイクル活動です。区では回収量に応じて団体に報奨金を支給するなどの支援を行っています。

② 活動団体数

(単位：団体)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動団体数	702	609	606	604	611
うち行政回収休止	459	381	387	396	407

*各年度末現在

③ 資源回収量

(単位：t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
古紙	6,226	5,376	5,169	4,844	4,556
ガラスびん	228	259	246	235	219
缶類	299	295	279	263	251
布類	663	453	575	576	551
その他	253	220	226	224	226
合計	7,670	6,603	6,495	6,143	5,803

*小数点以下第1位四捨五入のため、合計値に合致しないものがある。

④ 集団回収による資源回収の経費

[決算額]

(単位：千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
57,812	76,218	73,896	65,835	70,155

*令和5年度は、見込み額。

10 事業系のごみ・資源の概要

(1) 区が回収する事業系のごみ・事業系の資源

事業系一般廃棄物（資源・ごみ）は、事業者が自らの責任において適正に処理することとなっていますが、少量排出事業者（一般廃棄物や資源をあわせたすべての排出量の1日当たりの平均が10kg未満の者）に関しては、事業系有料ごみ処理券を貼付し区による収集を利用することができます。

区は基本的に産業廃棄物を収集しませんが、少量排出事業者については、特定の産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずの5品目）に限り、「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物（あわせ産廃）」として、事業系一般廃棄物と同様に収集しています。

事業系の資源・ごみの出し方

事業系有料ごみ処理券（シール）は、上部の見やすい位置に貼ってお出してください。

注意! 事業系有料ごみ処理券（シール）が貼られていないもの、貼られていても料金が不足しているもの、分別されていないものは収集できません。

注意! 事業所から出る粗大ごみ相当の大きさ（一辺の長さが30cmを超えるもの）のごみは収集できません。

可燃ごみ・不燃ごみ

袋の場合
袋の容量に見合ったシールを貼ってください。

**ふたつきの容器の場合
(90%を超える容器は不可)**
中身のごみの量に見合ったシールを貼ってください。



古紙



- ・新聞(4つ折り)、雑誌類、紙パック
⇒高さ10cmにつき10%のシール1枚
- ・段ボール
⇒2枚(1枚の大きさ、100cm×80cm程度)につき10%のシール1枚

ガラスびん・缶・ペットボトル



- ①種類別に分けて
- ②中身の見える袋に入れて
- ③袋の容量に見合ったシールを貼ってください。

また、医療関係機関等で生じる感染性廃棄物は特別管理一般（産業）廃棄物に当たるため区では収集していません。ただし、少量排出事業者に限り、清掃事務所へ事前に申請のうえ、非医療廃棄物（医療行為によらない廃棄物）、非感染性廃棄物（医療行為により生じるが感染性のないもの又は滅菌処理された廃棄物）については、事業系有料ごみ処理券と区指定の識別ステッカーを貼付し、区の収集に出すことができます。

なお、注射針や鍼灸治療に伴う施術針のような鋭利なものはいかなる場合も区では収集できません。

(2)「事業系リサイクルシステム」の利用促進

平成 8 年 4 月、東京商工会議所世田谷支部の協力により、「オフィス古紙リサイクルシステム」を開始しました。平成 12 年 3 月からは、回収品目にガラスびん・缶を加えた「事業系リサイクルシステム」に発展させ、区内事業者の自主的なリサイクル活動のしくみづくりを支援しています。



[実績]

・参加事業所数

(単位:件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
887	895	913	937	951

*各年度末現在。

・資源回収量(庁内リサイクルシステム含む)

(単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
古紙	957	858	908	848	826
ガラスびん	18	16	14	15	15
缶	5	5	5	4	4
計	981	879	927	867	846

*小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計値に合致しないものがある。

(3) 緑化廃棄物（剪定枝等）の再生利用の促進

みどり33の施策等により緑化が推進される一方で、剪定枝等の緑化廃棄物も増加が見込まれます。これらの剪定枝等を清掃工場で可燃ごみとして焼却するのではなく、資源として再生利用ができるよう、区では平成26年6月よりグリーンリサイクル事業を促進しています。民間事業者が造園業者等の持ち込む剪定枝等を集積し、他市町村の再生資源化施設へ搬入するために、区は他市町村との事前協議等の調整を行っています。

[実績] (単位：t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運搬先市町村数	6	6	6	4	4
運搬量	8,560	8,680	8,418	8,852	8,687

(4) 在宅医療における自己注射の針の回収

注射針等の鋭利なものは集積所等への排出禁止物に指定され、区では収集できないため、処方された医療機関又は購入した薬局で回収していただいています。

区内では二つの薬剤師会が、使用済み針の回収用容器を患者に配付し、回収（患者持参）・処分する事業を実施しており、区はこの処理に係る費用の一部を助成しています。

[実績] (単位：個)

回収容器数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世田谷薬剤師会	1,009	1,135	1,259	1,595	1,424
玉川砦薬剤師会	2,513	3,067	2,766	2,867	3,101
合計	3,522	4,202	4,025	4,462	4,525

1.1 し尿の収集の状況

(1) し尿の収集・処理の体制

ごみ収集と同様に、収集・運搬は各区が担い、中間処理施設などは23区で共同設置する東京二十三区清掃一部事務組合が担っています。

世田谷区では、平成15年度から収集・運搬を民間業者へ委託しています。

区 分		収集運搬の主体		処理処分の主体	
家庭系	くみ取りし尿	世田谷区	無料	東京二十三区 清掃一部事務組 合	無料
	浄化槽汚泥・ ディスポーザ汚 泥	許可業者*1	有料		
事業系	し尿・し尿混じ りのビルピット 汚泥	許可業者*1	有料	許可業者*2	有料

*1 一般廃棄物収集運搬業者

*2 一般廃棄物処分業者

(2) 対象戸数

区内の収集対象戸数は、下水道の普及に伴い年々減少しており、令和5年度末現在30戸となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対 象 戸 数	47	40	40	37	30

(令和6年3月末現在)

(3) 収集方法

し尿収集は原則として2週に1回ですが、実情に応じて収集間隔を調整しているほか、雨水の流入など特別な事情により区民から申告があった場合は、迅速に対応し、区民サービスの向上に努めています。

(4) 収集実績

(単位：k1)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 集 量	120.65	112.99	112.57	101.58	93.41

(令和6年3月末現在)

(5) し尿処理経費

[決算額]

(単位：千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8,004	8,170	8,170	8,610	8,610

*令和5年度は、見込み額。

1 2 動物（犬・猫等）の死体処理

（1）動物（犬・猫等）の死体処理の概要

飼い主等から犬・猫などの動物死体の処理依頼があった場合は、清掃事務所において1頭（2.5kg未満）につき処理手数料（3,100円）を徴収して引き取り、民間業者に処理委託して火葬後に埋葬しています。令和5年2月1日より、当該動物の所有者又は占有者ではない動物死体の処理手数料の減免を開始しました。

（2）動物死体処理頭数 （単位：頭）

清掃事務所名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世田谷	363	316	288	332	392
玉川	253	216	209	235	314
砧	266	231	232	224	278
計	882	763	729	791	984

（3）動物死体処理の経費

[決算額] （単位：千円）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,681	2,365	2,245	2,405	3,050

*令和5年度は、見込み額。